

学校法人北陸大学常勤役員退任慰労金規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北陸大学役員の報酬等に関する規程（以下「役員報酬規程」という。）第7条に基づき、常勤役員の退任慰労金について必要な事項を定めることを目的とする。

(常勤役員)

第2条 この規程の常勤役員とは、役員報酬規程第2条第2号に規定する役員をいう。

(退任慰労金の算出方法等)

第3条 退任慰労金は、その役職の報酬月額を基準額とし、基準額に別表の支給率を乗じた額とする。なお、再度同一の役職に就任した時の在任年数は、通算して扱う。

2 在任中に役職、報酬月額に変更があった場合は、それぞれの期間で計算して得られた額の合計とする。

3 1つの役職の在任年数に1年未満の月数がある場合は、別表の支給率を月割計算し、1月未満の日数がある場合は学校法人北陸大学給与規程第10条の例による。

4 退任慰労金は、役員を退任したときに支給する。

5 役員報酬規程第2条第4号に規定する職員理事が専任理事に就任した場合は、教職員部分の退職手当を支給する。ただし、専任理事退任の際に、退任慰労金と合わせて支給することができる。

6 本条各項により算出された金額に10円未満の端数が生じた場合は、10円に切り上げる。

7 特別の事由がある場合においては、理事会の議決により、第1項、第2項の額に加給又は減給若しくは不支給とすることができる。

(支給方法)

第4条 退任慰労金は、本人に支給する。また、死亡した場合において、遺族の範囲及び順位は「国家公務員退職手当法」の定めに基づき、その遺族に支給する。

2 退任慰労金は、法令等の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議により決定する。

附 則（平成5年12月24日制定 第100回理事会）

1. この規程は平成6年1月1日より施行し、平成6年1月1日から適用する。

2. この規程の施行により、学校法人北陸大学役員退職金規程は廃止する。

附 則（平成25年5月28日改正 第245回理事会）

1. この規程は、平成25年5月28日から施行し、平成25年4月23日から適用する。

2. 平成25年4月23日以前から引き続き在任する役員については、平成25年4月22日までの在任期間は従前の規程を適用するものとする。

附 則（改正 2020(令和2)年3月17日第280回理事会 2020年3月24日理事長決定）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

別表（第3条関係） 退任慰労金支給率表

在任年数	区 分	
	退任	公務上死傷病
1	1.0	1.5
2	2.0	3.0
3	3.0	4.5
4	4.0	6.0
5	5.0	7.5
6	6.0	9.0
7	7.0	10.5
8	8.0	12.0
9	9.0	13.5
10	10.0	15.0
11	12.5	18.0
12	13.7	19.6
13	15.0	21.2
14	16.2	22.8
15	17.5	24.4
16	18.7	26.0
17	19.9	27.6
18	21.1	29.2
19	22.4	30.8
20	23.6	32.4
21	25.0	35.4
22	26.4	37.2
23	27.7	39.0
24	29.0	40.8
25	34.4	42.6
26	36.6	44.4
27	38.8	46.2
28	41.0	48.0
29	43.2	49.8
30	45.4	51.6
以 下 同 じ		

備考 上記支給率に、理事長は1.5、その他の役員は1.3を乗じたものを適用する。